

告示

埼玉県告示第八百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六四一号
肥料の種類	混合有機質 肥料
肥料の名称	カニガラ入り海 藻粉末
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 二・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 三・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	ミヤコ製肥株式会社 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番一号